

太田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費等の負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 太田市金券 額面500円の単券形式で太田市内の金券取扱加盟店において利用できるものをいう。
- (2) ポイント 太田市デジタル金券事業実施要綱（令和4年9月1日太田市制定）第2条第2号に規定するポイントをいう。

(事業区分)

第3条 本事業の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 伴走型相談支援
- (2) 出産・子育て応援給付金

(対象者)

第4条 伴走型相談支援は、妊婦（妊娠の届出時、妊娠8か月頃）及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象とする。

2 出産・子育て応援給付金は、以下の(1)に基づき出産応援給付金を、(2)に基づき子育て応援給付金を支給するものとする。

(1) 出産応援給付金

- ① 支給対象者 以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援給付金の申請時点で太田市に住所を有する者に対して支給する。

なお、支給対象者のうちアに該当する者については「支給妊婦」といい、イ又はウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であ

った者を含み、イに該当する者を除く。)

- ② 支給内容 令和5年3月31日までは5万円分の太田市金券、同年4月1日以降は5万円分のポイントの支給を行う。

- ③ 支給方法

- ア 支給妊婦への支給 太田市への妊娠の届出時、太田市出産応援給付金申請書(太田市金券用)(様式第1号)又は太田市出産応援給付金申請書(OTACO用)(様式第3号)を提出し支給の申請を行う。

- イ 遡及支給妊婦への支給 太田市に対して「妊娠中の方へのアンケート」(出産後の場合は、「出産後の方へのアンケート」)及び太田市出産応援給付金申請書(太田市金券用)又は太田市出産応援給付金申請書(OTACO用)を提出し支給の申請を行う。

- (2) 子育て応援給付金

- ① 支給対象者

- 以下のア又はイに掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援給付金の申請時点で太田市に住所を有する者に対して支給する。

- なお、支給対象者のうちアに掲げる児童を養育する者については「支給養育者」といい、イに掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

- ア 事業開始日以降に出生した児童であって、太田市に住所を有する者

- イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、太田市内に住所を有する者

- ② 支給内容

- 令和5年3月31日までは対象児童1人につき5万円分の太田市金券の支給を行う。同年4月1日以降は対象児童1人につき5万円分のポイントの支給を行う。

- ③ 支給方法

- ア 支給養育者への支給

- 太田市に対して太田市出産・子育て応援給付金申請書(太田市金券用)(様式第2号)又は太田市子育て応援給付金申請書(OTACO用)(様式第4号)を提出し支給の申請を行う。申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業時に行う。

- イ 遡及支給養育者への支給

- 太田市に対して「出産後の方へのアンケート」及び太田市出産・子育て応援給付金申請書(太田市金券用)又は太田市子育て応援給付金申請書(OTACO用)を提出し支給の申請を行う。

(出産・子育て応援給付金の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により出産・子育て応援給付金の支給を受けた者に対して、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(実施体制)

第6条 伴走型相談支援は、子育て世代包括支援センターにおいて実施する。

(実施内容)

第7条 妊婦（妊娠の届出時）の面談等

- (1) 対象者 妊娠の届出をした妊婦とする。
- (2) 実施時期 妊娠の届出時に実施する。
- (3) 実施内容 妊娠期から出産後の相談及び支援をする。
- (4) 実施方法 原則妊婦との対面による面談とする。

2 妊婦（妊娠8か月頃）の面談等

- (1) 対象者 面接等の希望者及び太田市が必要と判断した者
- (2) 実施時期 おおむね妊娠8か月
- (3) 実施内容 前項第3号の実施内容に準ずる。
- (4) 実施方法 前項第4号の実施方法に準ずる。

3 子育て世帯の面談等

- (1) 対象者 出生した児童を養育する者とする。
- (2) 実施時期 原則として乳児家庭全戸訪問時に実施する。
- (3) 実施内容 出産後相談支援をする。
- (4) 実施方法 原則養育者との対面による面談とする。

(職員の要件)

第8条 担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた一般事務職員、会計年度任用職員等とする。

(記録の管理)

第9条 市長は、面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要に応じて関係機関と連携を図る。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。